

## 学校生活の決まり

### 1 登校・下校

#### (1) 登校

8:30までにHR教室の自分の席に座っていない場合は「遅刻」になります。

(8:25に生徒玄関を施錠します)

#### (2) 欠席

保護者を通じて事前にHR担任に連絡する。(当日の連絡は8:00までに学校にメール連絡する)

#### (3) 遅刻及び遅刻届

ア 保護者を通じて事前にHR担任に連絡する。

イ 学校到着後、職員室前にある「遅刻届、入室許可願」を提出する。

#### (4) 早退及び早退届

ア 「早退届」を担任に提出して「早退許可証」を携行する。

イ 帰宅後、学校に連絡する。

#### (5) 外出及び外出届

担任の許可を得て、「外出届」を提出し、帰校するまで携行する。

#### (6) 下校

特に用事のない生徒は速やかに下校する。

### 2 校内生活

#### (1) 身だしなみ

頭髪・服装規定を守る。

#### (2) 遺失物

遺失物の保管は各学期の末日までとし、それ以降は学校で処分する。

#### (3) 教室等の使用

ア 空き教室には入らない。

イ 特別教室に入るときは許可を得る。

ウ 更衣室は体育及び部活動時のみ使用する。

#### (4) 掲示物等

ア 掲示物・ビラ・印刷物(アンケートも含む)の配布等は、学校の許可を得る。

イ 期日を過ぎた掲示物は、責任者が撤去する。

#### (5) その他

ア 公共物を大切にする(過失・故意に係わらず弁償となる場合がある)。

イ 学習に不必要的ものは持ち込まない(ゲーム等)。

ウ 校舎内外をきれいに保つ。

### 3 通学

#### (1) 自転車通学

ア 自転車通学する者は、「自転車通学届」を提出し、所定のステッカーを所定の場所に貼付する。

イ 自転車通学する者は、常に整備・点検をするとともに交通ルール(特に二人乗りの禁止、歩行者の保護)をきちんと守る。

ウ 冬期間は禁止する。(12月第1週目を開始週の目処とする)

#### (2) 自動車の利用

ア 営業車及び保護者等が運転する自動車以外の車両に乗ってはいけない。

イ 送迎車の乗り降りについては、歩行生徒の保護のために校地に入らないこと。また、校門前は他の車両の迷惑になるために避けること。

#### 4 車両の免許取得及び運転

在学中の車両（原付・自動二輪・普通車）の免許取得・運転及び同乗は禁止する。ただし第3学年の後期中間考查以降は、成績不振又は欠課時数などに問題なければ、「許可願い」を提出して許可する。詳細は自動車運転免許取得規定による。

※その他、詳しい条件等は第3学年の説明会にて知らせる。

#### 5 アルバイト

- (1) アルバイトは原則として禁止する。
- (2) やむをえずアルバイトをする場合は、事前に担任と面談してからアルバイト先を決定する。その後、「アルバイト届」を担任に提出し、証明書の発行を受けること。
- (3) アルバイトを希望するにあたっては、部活動や講習・補習、模擬試験等を考慮し、学業や学校生活を優先させること。
- (4) 1年生のアルバイトについては夏休みからとする。
- (5) 次の場合はアルバイトを禁止または停止する。
  - ア 労働基準法で定められている危険有害業務の就業制限、または禁止されている業務。  
(酒席に関わる居酒屋など)
  - イ 遅刻・早退が各10回以上ある者。
  - ウ 欠課時数が2割を超過している教科がある者。
  - エ 評価・仮評定「1」がある者。または成績不振の者。(改善された場合は再開可能)
  - オ 追認調査を受けた者。(進級後の前期中間考查成績会議まで)
  - カ 特別指導を受けた者。(3ヶ月学校生活で問題なしと判断された場合は再開可能)
  - キ 学校生活で問題行動のある者。(頭髪、服装など)
  - ク 1年生は、夏季休業前まで禁止とする。
- (6) 終了時刻が21時を超えないこと。
- (7) 学校の授業や行事等に支障がないこと。
- (8) 考查1週間前～考查終了日まではアルバイトを休止すること。  
(事前にアルバイト先に連絡すること)
- (9) 次の労働時間を超えないこと。
  - ア 平日は4時間、休日は8時間を超えないこと
  - イ 一週間で合計20時間を超えないこと。
- (10) 年度をまたがり、継続してアルバイトする場合は更新の手続きをとること。
- (11) 無届および規則に反してアルバイトを実施しないこと。
- (12) アルバイトを事情により辞めた場合は担任に申し出ること。
- (13) 無届および規則に反してアルバイトを実施しないこと。仮に反していることが判明した場合、指導の対象になります。

#### 6 スマートフォン・携帯電話等の使用について

- (1) 朝のSHRで預け、帰りのSHRで返却する。
- (2) 朝の回収前や放課後に校内で使用する場合は、大きな音を出したり、歩きながら操作するなど周囲に迷惑を掛けないように使用する。ただし、1～3階の管理棟での使用は全面禁止とする。
- (3) 朝預けずに使用したり、放課後禁止場所での使用が発覚した場合など不適切な使用が発覚した場合、携帯電話を預かり、保護者同席の上で指導後に返却する。
- (4) ネット上に、自他の個人情報を流したり、誹謗中傷した書き込み・写真等の掲載をしない。

#### 7 その 他

- (1) 問題行動（飲酒、喫煙、窃盗、暴力、いじめ、器物破損、授業妨害など）があった場合は家庭と連携し特別指導により、反省を促す。
- (2) 外出は21時までには帰宅する。また、外泊は、原則として禁止する。
- (3) 18才未満立ち入り禁止の場所への立ち入りを禁止する。
- (4) 通学時は身分証明書を携行する。

## (頭髪・服装規定)

### 1 頭髪

- (1) 男子の髪は、前髪は眉が隠れない、サイドは耳がみえる、襟足はYシャツの襟にかられない長さとする。
- (2) パーマ・染色(脱色)・エクステ・ブロック・ライン・整髪料による過度な加工は禁止する。
- (3) アイロンやドライヤーの使いすぎや縮毛矯正等による変色も改善の対象となる。
- (4) 加工等していなくても過去の染色等によって色落ち(色変化)が生じた場合には改善の対象となる。

※過去に一度でも染色・加工をすると完全に生え替わるまで長時間(数年間)を要し経過上しばしば改善指導の対象となることがある。したがって長期休業中も含め頭髪の加工(染色・パーマ等)はしない。

※著しく状態が悪い場合は、再登校指導(一時下校し改善してから登校する)となる。

### 2 服 装

#### (1) 制 服

##### ア 上衣

本校指定のブレザーとする。

##### イ ズボン及びスカート

(ア) 本校指定のズボン及びスカートとする。

(イ) スカート丈は膝にかかるようにする。

(ウ) ズボンをきちんと上げる。

##### ウ ワイシャツ

本校指定のワイシャツとする。

##### エ ネクタイ

男女ともに本校指定のものを着用する。

##### オ セーター及びベスト

本校指定のものを着用して良い。

##### カ 靴下

(ア) 男子は華美でないものとし、黒・紺・白・グレーを着用する。

(イ) 女子は華美でないものとし、黒または紺のハイソックスを着用する。

##### キ オーバー・コート類

特に指定しないが、流行を追うことなく色・形が奇異、華美でないものとする。

##### ク 通学用靴

特に指定はしないが、通学に適した靴とし、サンダルや草履等は禁止する。

#### (2) 夏季制服

ア 本校夏服は、暑さ対策により、本校指定のポロシャツ、ニットベスト、夏用スラックス、夏用スカートのみとする。

イ 夏季略装期間においては、通常の制服、本校夏服、夏季略装を認める。夏季略装は、ブレザーの着用なし、男子はノーネクタイ、女子はノーリボンを許可する。

### 3 アクセサリー類、化粧品、装飾品

- (1) ピアス、指輪などのアクセサリー類およびカラーコンタクトレンズ(度付きを含む)の使用を禁止する。
- (2) マニキュア、リップクリーム(色もの)、マスカラなど化粧(色付日焼け止めを含む)を禁止する。
- (3) 入れ墨(タトゥー)を禁止する。

#### 4 その他

- (1) 制服は指定されたものを購入する。
- (2) 事情により制服以外で登校するときは、事前に HR 担任に連絡し、異装届を提出して許可を受ける。(異装は指定のジャージとする)
- (3) 他校訪問及び対外試合に出るときは、制服又は指定のジャージ、各部指定の服装とする。
- (4) 休業日等の登下校は、制服又は指定のジャージ、各部指定の服装とする。
- (5) 本校では、電子タバコ、ノンアルコールビールに関しては、ニコチンやアルコールが入っている入っていない関係なく、本来未成年を対象に開発されたものではなく、従来のタバコやビールの代替品ということで、高校生の使用を厳しく禁止しています。(特別指導対象)